入　札　説　明　書

「国立劇場映像収録カメラ設備整備　一式（搬入、調整、動作確認、一部据付、配線、既設設備の撤去・処理を含む）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）、政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．調達概要

（１）件　　名　　国立劇場映像収録カメラ設備整備　一式（搬入、調整、動作確認、一部据付、配線、既設設備の撤去・処理を含む）

（２）納入場所　　東京都千代田区隼町４番１号（国立劇場構内）

（３）概　　要　　詳細は別冊仕様書のとおり

（４）納入期限　　平成２８年８月１日

２．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格又は全省庁統一資格において、平成２７年度の「物品の製造」又は「物品の販売」で「Ａ」又は「Ｂ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格については、平成２７年３月２５日付け号外政府調達第５６号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

（５）仕様書に定める物品を契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長）が指定する日時、場所に納入できることを証明した者であること。

（６）購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている事を証明した者であること。

（７）東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に、本店、支店又は営業所が所在すること。

３．担当部課及び担当者

〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課契約係

担当者　香取　麻貴

電話　０３－３２６５－６６１９（ダイヤルイン）

４．入札書の提出場所及び受領期限等

（１）場所：〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　事務棟２階

総務企画部契約課契約係

（２）期限：平成２７年１０月３０日（金）　午後５時

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本件の物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

５．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記２．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

平成２７年９月８日（火）から平成２７年１０月３０日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

上記４．（１）に同じ。

③提出方法

提出先に持参若しくは郵送（提出期間内必着、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先
上記４．（１）に同じ。
⑥上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。
⑦提出書類は、散逸等の防止のためＡ４判にまとめ、１部提出のものと７部提出のものとに分け、紙ファイル等を利用し綴じること。

６．質問について
（１）期限：平成２７年１０月２３日（金）　午後５時
（２）仕様に関する質問は、下記担当部署にて文書で受け付ける。
調査養成部調査記録課　ＦＡＸ番号　０３－３２６５－６４２９
質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

７．入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８．入札保証金及び契約保証金　免除

９．開札執行の日時及び場所
（１）日時：平成２７年１１月１３日（金）　午前１１時
（２）場所：東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室
（３）開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
（４）競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

１０．入札の無効
本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札書及び電信による入札書は無効とする。

１１．落札者の決定方法
本件の物品を納入できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第５条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

１２．低価格入札

（１）本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。

（２）調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。

（３）調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則３ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

（４）低入札価格調査を実施した場合

（ア）低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（イ）振興会は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

（ウ）次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

１３．競争入札の延期又は廃止

（１）競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

（２）談合情報があった場合､振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

（３）本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

１４．契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

１５．調達内容の検査等

（１）落札者が入札書とともに提出した書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

（２）納入検査終了後、当該物品等を使用している期間中において、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

１６．関連情報を入手するための照会窓口

上記４．に同じ。

１７．その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）競争参加者等または契約相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等または契約相手方が負担するものとする。

（３）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。

（４）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会 HP トップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：http://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html）

（５）入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年１月６日文部科学省訓令第２２号）別記第３号物品供給契約基準」、その他関係法令による。

入札説明書別紙

提出書類について

記

１．競争参加資格の確認のための書類
　（１）競争参加資格確認申請書（別記様式１）　……１部
　（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格認定通知書、又は全省庁統一資格の写し　……７部

２．納入できることを証明する書類
　（１）仕様書に対する技術提案書（別記様式２）　……７部
　　仕様及び技術的要件を踏まえて、具体的な表現で記載すること。
　（２）納入機器のカタログ、又はカタログのない機器の平面図及び立面図（任意様式）　……７部
　　カタログを提出する場合には、該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。
　（３）納入機器の機器製造元又は正規販売代理店が発行した証明書（任意様式）
　　物品の供給者が機器製造元又は正規販売代理店と異なる場合は、当該供給者の発行した証明書も合わせて提出すること。　……７部
　（４）納入機器の構成内訳（任意様式）　……７部
　（５）アフターサービス・メンテナンス体制表（任意様式）　……７部
　　補修・修理・点検等を行うことができる体制を常時構築し、緊急時に直ちに対応できる窓口等を設けること。また、保証期間終了後もサポートに関して十分な体制で協力すること。以上の要件を証明する体制表を提出すること。
　（６）入札説明書　記２．（７）に掲げる資格があることを判断できる会社案内等の印刷物等　……７部

上記の確認書類のほか、
・封印した入札書　※封筒に件名及び社名を記入すること
・委任状（委任する場合のみ）※封印せずに提出すること

【注意事項】
＊　上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。
＊　提出書類の取扱い等
（１）「納入できることを証明する書類」は、提出年月日、社名、代表者名を記載し押印した正本と、その複写を合わせて７部作成すること。また、散逸等の防止のため、提出書類はＡ４版にまとめ、１部ずつ紙ファイル等を利用し綴じること。
（２）資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
（３）提出された書類については、競争参加資格の確認及び審査以外に無断で使用することはない。
（４）一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

別記様式１

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　茂　木　七左衞門　　殿

住　　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　印

平成２７年９月８日付で公告のありました「国立劇場映像収録カメラ設備整備　一式（搬入、調整、動作確認、一部据付、配線、既設設備の撤去・処理を含む）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書別紙 記１．（２）に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
２．入札説明書別紙 記２．（１）に定める技術提案書（別記様式２）
３．入札説明書別紙 記２．（２）に定める納入機器のカタログ等（任意様式）
４．入札説明書別紙 記２．（３）に定める納入機器の機器製造元又は正規販売代理店が発行した証明書（任意様式）
５．入札説明書別紙 記２．（４）に定める納入機器の構成内訳（任意様式）
６．入札説明書別紙 記２．（５）に定めるアフターサービス・メンテナンス体制表（任意様式）
７．入札説明書別紙 記２．（６）に定める印刷物等

「国立劇場映像収録カメラ設備整備　一式」技術提案書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
仕様書			
７．（２）映像収録カメラ設備は、２４時間連続して使用できる耐久性、信頼性を有すること。			
（３）映像収録カメラ設備は、納入期限までに搬入、設置、移設、改造、結線、調整等が完了し、正常に作動することを確認すること。			
（６）日本語版の完成図書及び取扱説明書を紙媒体（３部）、電子媒体で納入すること。なお、電子媒体については、振興会で導入しているＭｉｃｒｏｓｏｆｔ Ｏｆｆｉｃｅ Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ ２００７で表示、修正、印刷が可能であること。			
（８）映像収録カメラ設備には、機器製造元又は正規販売店が発行した保証書を提出すること。保証期間は納入日から起算して１年間とし、当該保証期間内に発生した故障、不具合については、その原因が使用者に起因するものであることが明白である場合を除き、交換、修理（部品交換を含む）を無償で実施すること。			
（９）映像収録カメラ設備に故障、不具合が発生した場合、国立劇場及び国立演芸場の公演記録に支障が生じないよう迅速に対応すること。			
(10) 納品日から起算して最低８年間は、修理、交換に必要な部品を保有する等、映像収録カメラ設備の故障、不具合への対応を可能とすること。			
(11) 本件調達で発生した梱包資材、廃棄物及び撤去した既設物については、日本国の法律に基づき適切に構外処分すること。			
② 既設物にはリース物件等非廃棄物も多数あるため、処分に当たっては細心の注意を払うこと。			
③ 廃棄物は、必要に応じて適切に処分したことを証明する書類（廃棄物請負業者が発行する廃棄証明書等）を提出すること。			
④ リユース可能な処分物については、日本国の法律に基づき適切に行う売却も除外しない。この場合は、当該行為を証明する書類を提出すること。			
仕様書別紙			
１．既設の設備を使用するため周辺機器との整合性が不可欠であるため、次のことが可能であること。			
（１）カメラに接続するケーブルはＯＰＳ２４０型光ファイバーカメラケーブルが使用できること。			
（２）カメラコントロールユニットは既設の１９インチラック（ＥＩＡ規格・２４Ｕ）３架に組み込むこと。			

別記様式２

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
（３）カメラの出力信号をＨＳＳ－２００型映像切替器に接続すること。			
（４）タリー及びインカムは既設の装置にそれぞれＰＲＣ０５型ストレートプラグで接続すること。			
２．カメラヘッド部			
（１）２／３型２２０万画素以上の３ＣＣＤで、主な仕様が感度Ｆ１０（２０００Ｉｘ）、ＳＮ比６０ｄＢ以上の放送用カラーカメラであること。			
（２）８０倍ズームレンズ搭載可能なカメラヘッド３式であること。			
（３）（２）のカメラヘッドには、フォーカスデマンド取付け用の金具取付け可能な菊座が付いていること。			
（４）２４倍ズームレンズ搭載可能なハンディカラーカメラヘッド１式であること。			
（５）７．４型有機ＥＬカラービューファインダー４式を付けること。			
（６）（５）のビューファインダーには、専用のスタジオフードを付けること。			
（７）２型カラー液晶ビューファインダー１式を付けること。			
（８）インカムジャックは１１０型タイプであること。			
（９）送り返し映像を見ることができること。			
(10) 台本用照明ランプが使用できること。			
(11) 側面カバーに国立劇場のロゴマークを付けること。			
(12) カメラ番号表示を付けること。			
(13) 収納するハードケース（但し、キャスターは不要）を４式付けること。			
(14) その他、必要な付属品を付けること。			
３．ズームレンズ部			
（１）カメラヘッドに着脱可能な箱型の８０倍ズームレンズが３式であること。			
（２）８０倍ズームレンズ用フォーカスデマンドを３式付けること。			
（３）８０倍ズームレンズ用折れ曲り差込み式のズームデマンドを３式付けること。			
（４）８０倍ズームレンズ本体塗装色は黒系であること。			
（５）カメラヘッドに着脱可能な２４倍ズームレンズが１式であること。			
（６）２４倍ズームレンズ用フォーカスデマンドを１式付けること。			
（７）２４倍ズームレンズ用ズームデマンドを１式付けること。			

別記様式２

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
（８）収納するケース４式を付けること。			
（９）その他必要な付属品を付けること。			
４．三脚部			
（１）自重１２kg以下、最大搭載重量９０kg以上でカムバランス方式の雲台が３式であること。			
（２）自重９．４kg以下、最大搭載重量１００kg以上の三脚が３式であること。			
（３）ズームデマンド用パン棒が３式であること。			
（４）Ｌ型パン棒が３式であること。			
（５）カメラヘッドに取り付けるフォーカスデマンド専用金具が３式であること。			
（６）雲台及びパン棒は３式の専用ケースに収納すること。			
（７）ハンディカメラ用の雲台・三脚・パン棒が１式であること。			
（８）ハンディカメラ用三脚を傾斜地に設置して使用可能なスプレッダーが１式であること。			
（９）ハンディカメラ用の三脚等は専用ケースに収納すること。			
５．カメラコントロールユニット部			
（１）カメラヘッドの機能及びメンテナンス機能を含めた全機能の制御可能な装置であること。			
（２）カメラヘッド４式に接続されているカメラコントロールユニットは、それぞれに画像監視モニターを付けること。			
（３）カメラコントロールユニットは主部と副部で構成され、副部は既設ラックの中央引き出し部（２Ｕ）に４台を並べて操作出来ること。			
（４）副部では、ＩＲＩＳ、ＰＥＤＥＳＴＡＬ、ＧＡＩＮ、ＧＡＭＭＡ、ＦＬＡＲＥ、ＷＨＩＴＥＣＬＩＰ、ＫＮＥＥ、ＤＥＴＡＩＬ、それぞれが制御可能なこと。			
（５）ユニット、モニター等は既設のラック３架に組み込み可能なこと。			
（６）選択された映像の画質管理のための１７型有機ＥＬカラーモニターが１台であること。			
（７）選択された映像の波形監視のためのモニターが１台であること。			
（８）その他、付属品（接続ケーブル類など）を付けること。			
６．その他			
（１）カメラ調整用の持ち運び可能なグレースケールとオートセットアップチャートが付いていること。			

別記様式２

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
（２）Ｂ５版で製本された台本を両開きで挟める台本バサミを４式用意すること。			
（３）台本用照明ライトを４式用意すること。			
（４）ヘッドセットを７式、用意すること。			